

総 行 合 第 4 3 号

平成18年10月13日

各都道府県市町村合併担当部長 殿

総務省自治行政局合併推進課長

合併サポーター制度運営要綱について

合併サポーター制度運営要綱について、別添のとおり定め、本日より施行することとしましたので、通知します。

なお、平成13年5月25日付け総行整第30号については、廃止します。

また、本通知について、各都道府県内の市町村及び関係民間団体等に対しても周知されますようお願いします。